

令和4年3月11日
土木部河川公園課

江東区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

公共溝渠の使用料は、固定資産税評価額を算定の基礎とし、3年ごとの評価替えの時期に合わせ、その翌年に改正を行っている。

固定資産税評価額の評価替えが令和3年に行われたので、公共溝渠使用料に適正に反映させるため、使用料を改正するものである。

2 改正の概要

公共溝渠の使用料は、固定資産税評価額の23区平均額を算定の基礎とし、原則として下記のいずれか低い額に設定する。

- (1) 固定資産税評価額×使用料率×1㎡×修正率
- (2) 現行額の1.2倍額

3 改正内容

新旧対照表のとおり

4 施行期日

令和4年4月1日

江東区公共溝渠管理条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(使用料の額及び算定方法)</p> <p>第9条 使用料は、使用面積1平方メートルにつき、月額<u>351円</u>とし、その額に使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第25条 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(使用料の額及び算定方法)</p> <p>第9条 使用料は、使用面積1平方メートルにつき、月額<u>412円</u>とし、その額に使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第10条～第25条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</p>